

# 入会漁業権「存在する」

寄稿 明治学院大熊本一規名誉教授

## 水産庁の権利否定主張に

名護市東海岸地域の住民らでつくる「名護市東海岸入会漁業組合」が「入会漁業権」を根拠に漁を開始する件で、水産庁が「法律上、入会漁業権は存在しない」と主張していることについて、漁業法に詳しい明治学院大学の熊本一規名誉教授に寄稿してもらった。

◇ ◇

名護市東海岸入会漁業組合の組合員が入会漁業を営めないかのような懸念が生じているという。

水産庁の主張は誤りではない。漁業法の条文に明記されている漁業権は、免許を受ける共同・定置・区画



熊本一規 明治学院大名誉教授

の3種だけである。

しかし、漁業法14条11項

は、漁協の組合員の営む共同漁業と関係地区（地元漁村部落）に住む漁民の営む同種の漁業との間であつて、漁業調整委員会があつれば、海産物が生じた場合には、海産物を解決するための指示をする旨、規定している。つまり、関係地区に住む漁民ならば組合員でなくても同種漁業を営めることを前提としている。この「同種漁業」が「入会漁業」にほかならない。

員会の指示で行うのである。

そして、その指示は、漁業法上、共同漁業権の行使を制限する方向でしか出せないことになっている（67条）。14条11項が「員外者の保護」と呼ばれるゆえんである。

入会漁業権は、関係地区漁民から成る入会集団の持つ権利である。そのうち、漁協の組合員になった者は共同漁業権を行使できるが、組合員にならなくても入会漁業権を行使でき、両者の調整を海区漁業調整委

また、住民も採捕した水産物を継続的に販売すれば「漁民」になる。したがって、名護市東海岸入会漁業組合の組合員は入会漁業を営めるのである。ちなみに、8日に連絡を取り、以上の私見に水産庁の担当者も同意済みである。